

「育児休業手当金」の延長給付について ～保育所へ入れないとき、「育児休業手当金」はどうなるの!?～

医療 担当
☎06-6941-2867

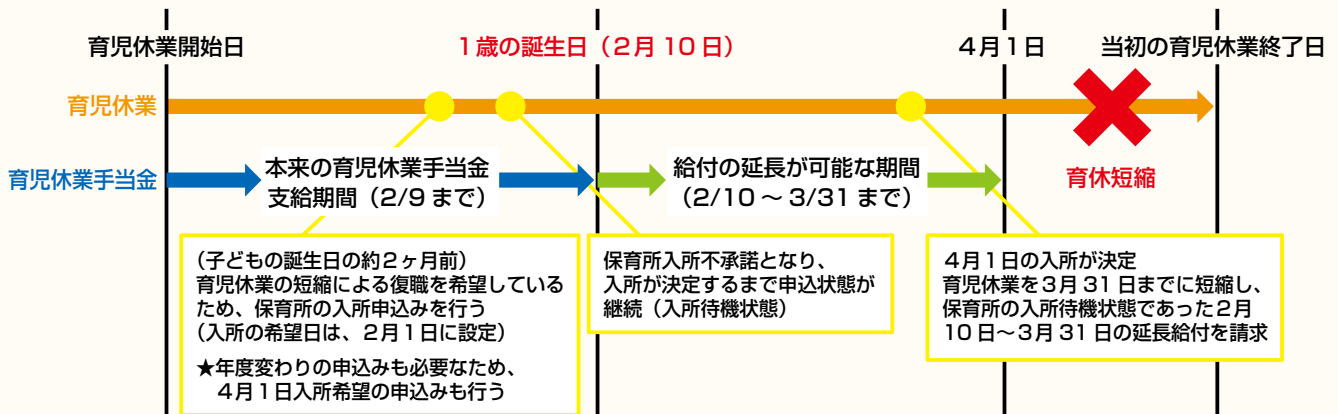
育児休業手当金は、1歳の誕生日の前日までが支給期間ですが、育児休業に係る子が1歳の誕生日以降の期間について、復職を希望していても保育所へ入所できない等、育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める要件に該当するときは、**最長2歳の誕生日の前日まで延長して請求できます。**

総務省令で定める要件とは？

当該子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までに、**少なくとも1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）を保育所入所希望日として市町村に保育の申込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、その実施が行われない場合**

その他の要件はHP等でご確認ください。

2/10生まれの子どもに対する育児休業を取得中の場合の請求例



※このスケジュールはあくまで一例です。保育所入所の申込締切等はお住まいの市区町村によって異なりますので、必ずご確認ください。

こんな時は、支給要件に該当しません！



1歳の誕生日を過ぎた日を入所希望日として保育所の入所申込みをし、待機状態になったとき

→年度初めの4月1日入所のみを申込みしている場合など、誕生日より後の日付で入所希望日を設定されているときは支給対象外です。

1歳の誕生日からずっと待機状態でないダメなんだ



保育所の入所が決定した／入所決定を辞退した／入所申込みを取り下げたとき

→入所待機状態がひき続いていない場合は支給対象外です。年度変わり（新たに申込みが必要な場合があります）の申込み忘れにご注意ください。



育児休業手当金の請求手続きおよび請求書の様式は、大阪支部 HP をご覧ください。

HP 検索 → 手続きナビ → 短期給付の手続き
→ 休業給付の手続き → 育児休業手当金の請求手続き

